令和2年度における 子ども・子育て支援新制度に関する 予算案の状況について

内閣府子ども·子育て本部 厚生労働省子ども家庭局 文部科学省初等中等教育局

令和2年度内閣府予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

(令和元年度予算額)

(令和2年度予算案)

2兆8,975億円

3兆1,918億円【年金特別会計】

子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「子育て安心プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

子ども・子育て支援新制度の実施(年金特別会計に計上)

3兆1,918億円(2兆8,975億円)

教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

<u> 1兆6,383億円(1兆3,467億円)</u>

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の 向上を図る。また、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)等に基づき、幼児教育・保育の無償化、保育士の処遇改善を実 施する。

子どものための教育・保育給付等

1 兆 4 , 7 4 4 億円 (1 兆 1 , 9 9 3 億円)

子どものための教育・保育給付交付金

1兆3,379億円(1兆1,069億円)

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

子どものための教育・保育給付費補助金

69億円 (68億円)

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

子育てのための施設等利用給付交付金

1,296億円(855億円)

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どものための教育・保育給付の対象とならない幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用した際に要する費用を支給する。

《参考》

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を0.25%から 0.45%に変更し、0.3兆円の増額分を「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費(0 ~ 2 歳児相当分)に充て ることとされた。

拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、令和2年度は、0.36%(現行+0.02%)とする。

【主な充実事項等】

新しい経済政策パッケージ等の実施

・幼児教育・保育の無償化

3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化する(令和元年10月から実施)。

事務費(令和2年度予算案:360億円)

幼児教育・保育の無償化の実施2年目(令和2年度)に各市町村等において必要な事務費について、全額国費による負担として措置する。さらに、認可外保育施設の無償化に係る事務費について、経過措置期間(~令和5年度)に係る費用相当額を全額国費で負担するべく所要の措置を講ずる。(全額、各都道府県に設置されている安心子ども基金に積み増し)

・保育士の処遇改善

「新しい経済政策パッケージ」に基づく1%(月3.000円相当)の処遇改善を行う(平成31年4月から実施)。

公定価格の見直し

- <公定価格全般に関する事項>
 - ・公定価格の設定方法 公定価格の設定方法について、「積み上げ方式」を維持。
 - ・旧副食費の取扱い 令和元年10月の改定により2号認定子どもの公定価格に存置された旧副食費相当額を、2号認定子どもの人件費に上乗せ。
 - ・土曜日に閉所した場合の減算の見直し 土曜日の閉所日数に応じた減算調整の仕組みを導入。
 - ・地域区分の見直し

国家公務員等の地域手当の設定がある地域について、当該地域の地域区分よりも支給割合の高い地域に囲まれている場合に、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引上げ。

・減価償却費加算の地域区分の見直し 地域区分(4区分)を廃止し、加算額を最も高い単価に統一。

等

- < 処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項 >
 - ・保育士等の処遇改善令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定に準じた保育士等の処遇改善(保育士平均 + 1.0%)を令和 2 年度の公定価格にも反映。
 - ・夜間保育加算の拡充 夜間保育加算について、固有の業務や経費に鑑み、加算額を拡充。

筡

<教育・保育の質の向上に関する事項>

- ・栄養管理加算の拡充 0.3兆円超メニューの一部実施 栄養士を雇用等した場合に、週3日程度の費用を措置。(調理員を兼務する場合も拡充の対象)
- ・チーム保育推進加算(保育所)の要件緩和

1人分の常勤保育士の人件費相当額が加算される「チーム保育推進加算」の要件について、職員の平均経験年数を「15年以上」から「12年以上」に緩和。

・給食実施加算(1号認定子ども)の拡充及び見直し

1号認定子どもに給食を提供する場合の「給食実施加算」について、きめ細かな栄養・衛生管理の下で調理する場合の単価を拡充するとともに、外部搬入の場合の単価を見直し。

- ・主幹教諭等専任加算(幼稚園)の要件弾力化 主幹教諭等専任加算について、充実した幼小連携の実施によっても取得できるよう要件を弾力化。
- ・施設関係者評価加算(1号認定子ども)の拡充と要件見直し 公開保育と学校関係者評価を組み合わせて実施する場合の単価を拡充するとともに、自己評価を実施していない場合の加算適用を見直し。

地域子ども・子育て支援事業

<u>1,639億円(1,474億円)</u>

子ども・子育て支援交付金

1,453億円(1,304億円)

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

- ・利用者支援事業・延長保育事業・放課後児童健全育成事業・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業
- ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 等

子ども・子育て支援整備交付金

186億円 (170億円)

放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

【主な充実事項】

放課後児童クラブの受け皿整備

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021年度末までに約25万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、2023年度末までに計約30万人分の受け皿の整備に向け、引き続き施設整備費の補助率嵩上げを行い、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

延長保育事業の充実

夜間保育所が夜間の延長保育(22時以降)を実施する場合の補助基準額を拡充する。

一時預かり事業の充実(幼稚園型以外) 0.3兆円超メニューを含む。

利用児童数900人未満の施設等の補助基準額を拡充するとともに、0.3兆円超メニューの事務経費補助や障害児、多胎児を預かる場合の加算を創設する。

幼稚園における障害児の受入れ支援

幼稚園の預かり保育における障害児の受入れを支援するため、一時預かり事業(幼稚園型)において障害児を受け入れる場合の単価を創設。

企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

2,273億円(2,020億円)

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

企業主導型保育事業

2,269億円(2,016億円)

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

3.8億円(3.8億円)

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

児童手当

1兆3,262億円(1兆3,488億円)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

令和2年度の公定価格の対応について(案)

公定価格全般に関する事項

項目	内容						
公定価格の設定方法	公定価格の設定方法について、「積み上げ方式」を維持。						
旧副食費の取扱い	令和元年10月の改定により2号認定子どもの公定価格に存置された旧副食費相当額を、2号認定子どもの人件費に上乗せ。						
土曜日に閉所した場合の減算の見直し	土曜日の閉所日数に応じた減算調整の仕組みを導入。 現在、全ての土曜日を閉所している場合に6~8%減算。						
地域区分の見直し	国家公務員等の地域手当の設定がある地域について、当該地域の地域区分よりも支給割合の高い地域に 囲まれている場合に、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引上げ。 子ども・子育て支援新制度施行時の経過措置については継続。						
減価償却費加算の地域区分の見直し	地域区分(4区分)を廃止し、加算額を最も高い単価に統一。						
所長設置加算·管理者設置加算の基本分 単価への組み入れ	所長設置加算·管理者設置加算を基本分単価に組み入れ。 所長·管理者が配置されていない場合は減算。						
チーム保育加配加算(認定こども園)の 算定方法の見直し	チーム保育加配加算について、利用している子どもの認定区分の状況により加算額が変動しない仕組みに見 直し。						
幼保連携型認定こども園における施設長に 係る加算措置の廃止	新制度施行後も引き続き 2 名の施設長を配置している幼保連携型認定こども園に対する施設長に係る加算措置について、経過措置期間(令和元年度末まで)の終了に伴い廃止。 第37回子ども・子育て会議(H30.10.9開催)において方針を決定済。						
処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項							

項目	内容		
保育士等の処遇改善令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定に準じた保育士等の処遇改善 (保育士平均 + 1.0%)を令和 2 年度の公定価格にも反映。			
処遇改善等加算に係る運用改善及び事務 負担の軽減	・処遇改善等加算 における加算額の配分ルールをさらに緩和。 ・賃金改善の基準年度を含め、実務への影響を精査しつつ、計画・実績報告の手続をより簡素に行うことを 選択できるようにするなど、事務負担の軽減を検討。 併せて、処遇改善等加算の認定権限について、都道府県との間で協議が調った場合には、希望する市町村に移譲。 5		

処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項【続き】

項目	内容
夜間保育加算の拡充	夜間保育加算について固有の業務や経費に鑑み、加算額を拡充。 【例】6/100地域 定員40人の場合:年額約820万円 年額約930万円(+約110万円) 処遇改善等加算 を含む。
休日保育における共同保育への加算	休日保育加算について、複数の施設が輪番制により年間を通じて利用児童を受け入れる場合も対象。
入所児童処遇特別加算の名称変更	高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に加算される「入所児童処遇特別加算」の名称を、その趣旨・目 的を適切に表現できるよう「高齢者等活躍促進加算」(仮称)に変更。
申請書類の様式の統一化	施設型給付の請求様式について、市町村が実際に使用している様式も参考に、統一的な請求様式の作成・ 普及を推進。

教育・保育の質の向上に関する事項

項目	内容
栄養管理加算の拡充 0.3兆円超メニューの一部実施	栄養士を雇用等した場合に、週3日程度の費用を措置。 年額12万円(嘱託の場合) 年額約80万円【1号認定】、90万円【2·3号認定】 調理員を兼務する場合も拡充の対象 年額約50万円【1号認定】、60万円【2·3号認定】
チーム保育推進加算(保育所)の要件緩和	1人分の常勤保育士の人件費相当額が加算される「チーム保育推進加算」の要件について、職員の平均経験年数を「15年以上」から「12年以上」に緩和。
給食実施加算(1号認定子ども)の拡充及び 見直し	1号認定子どもに給食を提供する場合の「給食実施加算」について、きめ細かな栄養・衛生管理の下で調理する場合の単価を拡充するとともに、外部搬入の場合の単価を見直し。
主幹教諭等専任加算(幼稚園)の要件弾力 化	主幹教諭等専任加算について、充実した幼小連携の実施によっても取得できるよう要件を弾力化。
施設関係者評価加算(1号認定子ども)の拡 充と要件見直し	公開保育と学校関係者評価を組み合わせて実施する場合の単価を拡充するとともに、自己評価を実施して いない場合の加算適用を見直し。

公定価格に関する検討事項としていた「被虐待児等の要保護児童等への支援」については、厚生労働省の補助事業において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員(仮称)の配置を促進し、保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化等を図るための事業を実施。

幼児教育·保育の無償化に係る国と地方の所要額について (令和2年度予算案)

	区分	国・地方合計(億円)					
	运 刀		国	都道府県	市町村		
施設型給付	<新制度>保育所・幼稚園等	私立	4,980	2,490	1,245	1,245	
(地域型保育給付含む)		公立	2,038	-	1	2,038	
	新制度の対象とならない幼稚園	1,247	623	312	312		
子育てのための 施設等利用給付	認可外保育施設等	267	133	67	67		
	預かり保育等	326	163	82	82		
	合計	8,858	3,410	1,705	3,743		

<備考> 四捨五入により、端数において合計とは一致しない。

幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額(令和元年度補正予算)

幼児教育・保育の無償化の実施に要する令和元年度の所要額については、国負担分は内閣府予算計上の「子どものための教育・保育給付交付金」等から、地方負担分は総務省予算計上の「子ども・子育て支援臨時交付金」からそれぞれ負担し、全額を国費で負担することとしている。

今般、令和元年10月1日時点の利用児童数等の直近の数値を基に推計した結果、国と地方の所要額が合わせて493億円増加したことから、令和元年度補正予算に当該額を計上する。

所要見込額が増加した主な要因は、女性活躍や保育の受け皿拡大が進展している中で、世帯の所得が増加するとともに、保育所等の利用者が増加したことなどが考えられる。

< 幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額>

(単位:億円)

財源負担割合			合	令和元年度当初予算				令和元年度補正予算				
項目		国	県	市町村		围	県	市町村		国	県	市町村
<新制度> 保育所·	私立	1/2	1/4	1/4	2,059	1,030	515	515	2,361 +302	1,181 +151	590 +75	590 +75
幼稚園等	公立	-	-	10/10	818	0	0	818	1,009 +191	0	0	1,009 +191
新制度の対 ならない幼 認可外保育	稚園、	1/2	1/4	1/4	1,004	502	251	251	左と同額			
		計 ¹			3,882	1,532	766	1,584	4,375 +493	1,683 +151 ²	842 +76	1,850 +266

- 1 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。
- 2 内閣府の補正予算には、上記(+151億円)のほか、人事院勧告を踏まえた人件費の改定(+108億円)及び既定予算の残余(101億円)と合わせて158億円を計上。

幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意) 抜粋

3(2)財政措置等

(事務費・システム改修費)

幼児教育無償化の実施に当たって、<u>【 】初年度(2019年度)</u>及び<u>【 】2年目(2020年度)</u>の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置する。さらに、新たに対象となる <u>【 】認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間(~2023年度)に係る費用相当</u>額を全額国費で負担するべく措置を講ずる。

令和元年度の事務費

▶ 120億円(令和元年度当初予算) 令和元年10月から半年分の事務費

令和2年度の事務費

対象経費については、システム改修に係る 経費を含む

▶ 240億円(令和2年度当初予算案)

令和3~5年度の認可外保育施設の 無償化に係る事務費

▶ 120億円(令和2年度当初予算案) 3年分の事務費

(参考)無償化の対象となる認可外保育施設の利用者数は、無償化の対象 となる全利用者数の数%程度と見込まれている

具体的な運用上の取扱いについては、今後、地方自治体からの意見 も伺いつつ、検討する

安心こども基金に積み増し

各年度毎の執行は、地域の実情 に応じて柔軟に対応することが 可能

令和2年度厚生労働省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援など

(令和元年度予算額) 3 . 7 3 7 億円

(令和2年度予算案) 3,214億円

令和2年度予算案における減少は、児童扶養手当について、令和元年11月からの隔月支給(年3回 6回)に伴い、令和元年度予算に15か月分を計上したこと等による。

1.保育の受け皿整備・保育人材の確保等

1,144億円(1,185億円)

臨時・特別の措置59億円(99億円)を含む。

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える人材の確保のため、保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の確保や保育士宿舎借り上げ支援事業の要件見直しなどを実施する。

保育の受け皿整備

767億円(787億円)

待機児童の解消に向け、保育の受け皿整備を進めるため、補助率の嵩上げ(1/2 2/3)等の支援について引き続き実施するとともに、賃貸物件を活用して保育所等を設置する場合の改修費等の補助について、定員規模に応じた補助基準額を設定し、引上げを行うことにより、保育所等の受入児童数の拡大を図る。

(参考)【令和元年度補正予算】

○ 待機児童解消に向けた保育所等の整備

228億円

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備を進めるため、保育所等の整備に必要な経費を補助する。

保育人材確保のための総合的な対策【一部新規】

190億円(152億円)

保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する保育士修学資金貸付等事業について、当初予算に計上し、 安定的な財源確保を図る。

保育士宿舎借り上げ支援事業について、待機児童数及び保育士の有効求人倍率の要件に該当するか否かを決める時点を直近2か年の状況で対象者の年数(採用日から5年又は10年以内)を決定する仕組み等に見直すとともに、全国一律の補助基準額を地域の実勢に応じた金額に見直す。

(参考)【令和元年度補正予算】

○ 保育所等のICT化の推進

3.6億円

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。

多様な保育の充実【一部新規】

<u>70億円(89億円)</u>

保育所等において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員(仮称)の配置を 促進し、保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、引き続きモデル事業として保育所等における看護師の配置や保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施するとともに、新たに医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会設置等の事業費を支援する。

保育所等の園外活動時の安全確保 【一部新規】(一部再掲)

39億円(50億円)

交通事故から次世代を担う子どものかけがえのない命を守るため、保育支援者又はいわゆるキッズ・ガード(仮称)が園外活動時の見守り等を行うこと等により、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。

認可外保育施設の質の確保・向上 【一部新規】(一部再掲)

29億円(40億円)

認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、 技能の修得及び資質の確保の研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。

指導監督基準について、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を 満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

2 . 子ども・子育て支援新制度の実施

内閣府において計上

<u>教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実 【内閣府の再掲】</u>

放課後児童クラブの受け皿整備【内閣府の再掲】

ひとり親家庭等への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化 【一部新規】

133億円(131億円)

「すくすくサポート・プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に基づき、ひとり親家庭等の自立を支援するため、 相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭等の支援策を 着実に実施する。

母子・父子自立支援員や母子・父子自立支援プログラム策定員等の専門性の向上、母子生活支援施設を活用した相談支援の実施によるひとり 親家庭等への相談支援体制の充実を図るとともに、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座費用に対する給付金の支給割合の見直し等を 実施する。

自立を促進するための経済的支援【一部新規】

1,622億円 (2,106億円)

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を 整えるため、母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金等に修学期間中の生活費等を加える。

令和2年度予算案における減少は、児童扶養手当について、令和元年11月からの隔月支給(年3回 6回)に伴い、令和元年度予算に15か月分を計上したこと等による。

4.婦人保護事業の推進

206億円の内数(191億円の内数)

様々な困難な問題を抱える女性に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、DV対応と児童虐待対応 との連携強化や婦人保護事業の運用面の改善に向けた取組の充実を図る。

婦人保護事業における支援体制の強化【一部新規】

若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談体制整備を支援するとともに、婦人保護施設を退所した者が気軽に立ち寄って悩みを相談できる集いの場の提供や、見守り支援を行うための生活支援員の配置、モデル事業として実施してきたDV被害者等自立生活援助事業の全国展開など、退所後支援の充実を図る。

さらに、婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方公共団体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、婦人相談員の研修派遣のための旅費、派遣中の代替職員の雇用に必要な経費への補助の創設や、研修実施主体の拡大を図る。

DV対応と児童虐待対応との連携強化【一部新規】

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において、学習指導員を配置するなどDV被害者等が同伴する子どもが適切に教育を受けられる体制整備や心理的ケアの体制強化を図る。また、婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもへの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。

5. 成育基本法を踏まえた母子保健医療対策の推進

277億円(256億円)

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健に係る様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、 地域における切れ目のない妊娠期から子育て期にわたる支援を推進する。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援【一部新規】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。 「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用者支援事業(内閣府において計上)を活用して実施

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査等を推進するとともに、母子保健法の改正により法的に位置付けられた産後ケア事業の更なる充実を図る。

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、SNSを活用した相談支援や若年妊婦等への支援に積極的なNPOによるアウトリーチ、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。

妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、産科医療機関や乳児院、婦人保護施設等において特定妊婦等を受け入れた場合の生活費や居場所を確保するための経費を補助する。

育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎育児家庭を支援するため、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催や相談支援を実施し、 また、多胎妊婦や多胎育児家庭のもとへ育児等サポーターを派遣し、産前や産後における日常の育児に関する介助等や、相談支援を行う。

健康教育事業において、学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等に対し、わかりやすい講習方法や伝えるべき 事項などの研修を行う。

聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市区町村への情報共有・指導等、 難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施を支援する

不妊治療への助成

不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成を引き続き行う。

子どもの死因究明に係る体制整備【新規】

子どもの死因究明 (Child Death Review)について、制度化に向け、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関による連絡調整、子どもの死因究明に係るデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援する。

6.児童福祉施設等における防災・減災対策の推進

97億円(159億円)

臨時・特別の措置

児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、耐震化整備に必要な経費について支援を行う。

児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

(令和元年度予算額) (令和2年度予算案) 1,698億円 1,754億円

臨時・特別の措置38億円(60億円)を含む

児童相談所や市町村の子ども家庭支援体制の強化、一時保護所の環境整備、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日関係閣僚会議決定)を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

1.児童虐待防止対策の推進

一時保護所の環境改善を含む児童相談所の抜本的な体制強化等【一部新規】

児童虐待防止対策の更なる推進に向けて、中核市・特別区における児童相談所の設置促進を図るとともに、弁護士・医師・警察OBの配置促進、SNS等を活用した相談窓口の増設、児童福祉司等に対する研修の充実など、児童相談所における体制強化を図るための支援等を行う。また、一時保護所の施設整備に係る費用の補助を抜本的に強化するとともに、通園・通学ができない子どもに対する学習支援体制の確保など、一時保護所における体制強化を図る。

市区町村における取組の充実【一部新規】

市区町村における相談支援体制の強化を図るため、引き続き、子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図るとともに、民生委員・児童委員など、身近な地域住民に対する児童虐待に関する普及啓発活動を強化する。また、地域における見守り活動の活性化を促すため、要支援児童の居場所づくり等の取組に対する補助を創設する。

市区町村において、地域とつながりのない未就園児のいる家庭等への訪問支援を強化するため、育児不安のある家庭に継続的な訪問を行えるよう、補助を拡充する。また、訪問と併せて、育児用品の配布を行うなど、保護者が支援を受け入れやすくする取組に対する補助を創設する。

情報共有システムの構築

児童相談所・市区町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行うため、児童虐待に関する全国統一の情報共有 システムの開発・整備を進める。

保護者支援プログラムの推進【一部新規】

児童心理司等による心理療法等に加え、外部の精神科医師や臨床心理士等の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護 者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うことにより、虐待の再発防止及び子どもの福祉の向上を図るとともに、保護者指導を行う 人材の養成を進める。

親権者等による体罰等によらない子育ての広報啓発【新規】

児童虐待の根絶に向けては、発生予防のため、国民全体で「しつけのための体罰」などを行わない子育てを推進していく必要がある。このため、体罰等によらない子育てについて、社会的認知度を高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与するよう、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。

2.家庭養育優先原則に基づく取組の推進【一部新規】

家庭養育優先原則に基づき、

- ・ 里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関における24時間の相談体制等を整備する。また、里親委託前に、子ども と里親の交流や関係調整を十分に行えるよう、この間の旅費等の費用に対する補助を創設する。
- ・ 養子候補者の増加や高年齢児に対応するための体制を構築するモデル事業の創設など養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充を図る。
- ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進する際、既存の建物を賃借して活用できるよう、改修期間中に発生する賃借料等の補助を 創設する。

3 . 虐待を受けた子どもなどへの支援の充実【一部新規】

施設内における子ども間の暴力等への対応や夜勤業務への対応を行うための補助者の配置に必要な費用への補助を拡充する。 児童養護施設等の退所者が集まり意見交換等を行える場を提供する経費の補助を創設するなど、子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援 体制の構築を支援する。

4.婦人保護事業の推進【一部新規】(再掲)

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において、学習指導員を配置するなどDV被害者等が同伴する子どもが適切に教育を受けられる体制整備や心理的ケアの体制強化を図る。また、婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもへの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。

(参考)児童保護費負担金における改善

一時保護所の抜本的な体制強化、里親養育への支援の拡充、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進、自立支援担当職員の配置等

1,314億円(1,278億円)

(参考)【令和元年度補正予算】

〇 児童福祉施設等の災害復旧

3 7 億円

被災した児童福祉施設等の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。また、被災状況等に応じて国庫補助率を引き上げ、 所要の国庫補助を行う。

児童福祉施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備

0.6億円

災害時に入所者等の安全を確保するため、児童福祉施設等の非常用自家発電設備及び給水設備の整備を推進する。

児童福祉施設等の災害時情報共有システムの整備

2 . 3 億円

災害時に児童福祉施設等の被害状況等を国や自治体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援を行うため、災害時の被害情報等 を集約するシステムを構築する。

令和2年度文部科学省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

幼児教育の振興

(令和元年度予算額) 4 2 億円 (令和2年度予算案) 44億円

予算額は、臨時・特別の措置(令和元年度 19億円、令和2年度 10億円)を除く。

1. 幼児教育の質の向上

3.9億円(3.4億円)

幼児教育実践の質向上総合プラン

3.5億円(3.1億円)

幼児教育の無償化とあわせて、幼児教育の質の向上も極めて重要。平成30年4月から実施された幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組支援、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進の推進、教育活動や園運営の評価の実施、Society5.0時代の先端技術を活用した指導方法の開発を行うとともに、障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実等の事業を実施する。

幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

1.9億円(1.5億円)

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

<u>0.3億円(0.2億円)</u>

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

幼稚園の人材確保支援事業

0.8億円(0.7億円)

幼稚園教諭の新規採用促進、離職防止・定着促進など、各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な 方法を検証・普及する。

幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究

0.6億円(0.4億円)

小学校教育との接続、家庭教育との連携、教育活動や園運営の評価の実施、Society5.0時代の先端技術を活用した指導方法の開発等、教育課題に対応した指導の在り方を調査研究する。また、障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児の受入れを行う教諭等が必要とされる知識を得ることができるよう、必要となる研修プログラムの開発及び指導上の配慮に関する研究を行う。

幼稚園教育課程の理解の推進

0.3億円(0.2億円)

各幼稚園において新幼稚園教育要領の理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行い、新幼稚園教育要領に基づく充実した教育活動の展開を促進する。

ECEC Network事業への参加

0.1億円(0.1億円)

OECDにおいて計画されている「国際幼児教育・保育従事者調査」及び「幼児教育の多面的な質に関する調査研究」に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータや各国の事例を収集する。 ECEC : Early Childhood Education and Care

2. 幼児教育の環境整備の充実

40億円(39億円)

予算額は、臨時・特別の措置10億円(19億円)を除く。

認定こども園等への財政支援

35億円(34億円)

予算額は、臨時・特別の措置5億円(11億円)を除く。

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

認定こども園施設整備交付金

25億円(23億円)

【負担割合(認定こども園整備) 国1/2 市町村1/4 事業者1/4 等】

教育支援体制整備事業

10億円(11億円)

【負担割合(認定こども園等への移行支援) 国1/2 事業者1/2 等】

私立幼稚園の施設整備の充実

5億円(5億円)

予算額は、臨時・特別の措置5億円(8億円)を除く。

緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強・改築、非構造部材の耐震対策等に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策やエコ改修等に要する経費の一部を補助し、幼稚園の環境整備を図る。

(参考)

地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業 2億円(新規)

幼稚園や保育所、認定こども園に通っていない満3歳以上の小学校就学前の幼児を対象に、自然体験、様々な遊びや生活体験を通じた多様な集団的な活動を行う施設等に対して支援を行っている自治体に対して、それらの施設等に対する国と地方が協力した支援の在り方に関する調査を実施する。

令和2年度の消費税増収分の使途について

令和2年度消費税増収分の内訳

(公費ベース)

《増収額計:14.1兆円》

基礎年金国庫負担割合2分の1

(平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)

3.4兆円

社会保障の充実

- ・幼児教育・保育の無償化
- ・高等教育の無償化
- ・子ども子育て支援新制度の実施
- ・医療・介護サービスの提供体制改革
- ・医療・介護保険制度の改革
- ・難病・小児慢性特定疾病への対応
- ・年金生活者支援給付金の支給

3.89兆円

消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増

・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

後代への負担のつけ回しの軽減

5.8兆円

0.60兆円

・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

(注1) 増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。

(注2)使途に関しては、総合合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

令和2年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

			令和2年度		(参考)	
	事項	事 業 内 容 	予算案	国分	地方分	令和元年度
		子ども・子育て支援新制度の実施	(注3) 6,526	(注4) 2,985	3,541	6,526
子	ども・子育て支援	社会的養育の充実	474	237	237	474
		育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17
		病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等				
		· 地域医療介護総合確保基金(医療分)	(注5) 1,194	796	398	1,034
		・診療報酬改定における消費税財源等の活用分	(注6) 602	425	177	476
	医療 人業共 ブラ	地域包括ケアシステムの構築				
	医療·介護サービス の提供体制改革	· 地域医療介護総合確保基金(介護分)	824	549	275	824
	の徒供仲別以半	平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分	1,196	604	592	1,196
		(介護職員の処遇改善等)	·			
医		在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	534	267	267	534
療		医療情報化支援基金	768	768	0	300
介		国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
護		国民健康保険への財政支援の拡充				
нх		・低所得者数に応じた自治体への財政支援	1,664	832	832	1,664
	医療 · 介護保険	· 保険者努力支援制度等	(注7) 2,272	2,272	0	1,772
	制度の改革	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700
		70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	786	786	900
		介護保険保険者努力支援交付金	(注8) 200	200	0	-
	難病・小児慢性 特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用 等	2,089	1,044	1,044	2,089
		年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26	644
年	金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	68	64	4	61
		年金生活者支援給付金の支給	4,908	4,908	0	1,859
	合 計		27,111	18,282	8,829	21,930

- (注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
- (注2) 消費税増収分(2.31兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づ(重点化·効率化による財政効果(0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.71兆円)の財源を確保。
- (注3)保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。このほか、「社会保障の充実」とは別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の処遇改善を行うとともに技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を行うなど、取組を進めている。
- (注4)「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。
- (注5) 勤務医の働き方改革の推進のために令和2年度に措置した143億円を含む。
- (注6) 救急病院の勤務医の働き方改革の推進のために令和2年度診療報酬改定において措置した126億円を含む。
- (注7) 医療における保険者の予防・健康インセンティブの強化を図る観点から、地方自治体における予防・健康づくり事業を後押しするため、従来の保険者努力支援制度とは別に令和2年度に措置した500億円を含む。
- (注8) 従来の保険者機能強化推進交付金200億円と合わせて、介護における保険者の予防・健康インセンティブの強化を図る観点から、地方自治体における予防・健康づくり事業を後押しするため、令和2年度に200億円を措置。19

令和2年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、 令和2年度予算(案)においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所 要 額	4 , 2 5 8 億円	2 , 7 4 2 億円
主な内容	認定こども園、幼稚園、保育園、 地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	3歳児の職員配置を改善(20:1 15:1) 私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与 の改善(3%) 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 研修機会の充実 小規模保育の体制強化 減価償却費、賃借料等への対応 など
	地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、 放課後児童クラブ等)	放課後児童クラブの充実 病児・病後児保育の充実 利用者支援事業の推進 など
	社会的養育の量的拡充	児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1 4:1等) 児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進 児童養護施設等の職員配置基準の強化を含む高機能化の推進 民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など

量的拡充・質の向上の合計でするのの億円

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、 政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

令和2年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

新いい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の税収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位:億円)

	声 ※ 	令和2年度		(参考)	
事項	事業内容	予算案	国分	地方分	令和元年度 予算額
待機児童の解消	・「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。(注2) ・保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む (2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。	722	358	364	536
幼児教育·保育の無 償化	• 3歳から5歳までの全ての子供たち及び0歳~2歳までの住民税非課税世帯の 子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を2019年10月から無償化。(注3)	8,858	3,410	5,448	(注4) 3,882
高等教育の無償化	・少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を 育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・ 給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月実施)。(注5)	5,274	4,882	392	-
介護人材の処遇改 善	・リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月実施)。(注6)	1,003	506	496	421
合 計		15,857	9,156	6,701	4,839

- (注1)金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
- (注2)「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子供に相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。
- (注3)就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を行う。
- (注4)幼児教育・保育の無償化に係る令和元年度の地方負担分は全額特例交付金により補填。
- (注5)「高等教育の無償化」については全額内閣府に計上。
- (注6)障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。
- (注7)「待機児童の解消」及び「幼児教育・保育の無償化」の国分、幼児教育・保育の無償化に係る自治体の事務費・システム改修費については全額内閣府に計上。